

# 三重県立総合医療センター 省エネルギー推進部会設置要綱

## (目的)

第1条 院内の省エネルギーを推進するため、省エネルギー推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (業務)

第2条 部会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 エネルギーの使用実績に関すること
- 二 省エネルギーの普及啓発に関すること
- 三 省エネルギー施策の導入に関すること

## (組織)

第3条 部会は、部長及び部員をもって組織する。

2 部長及び部員は次のとおりとする。

部長 事務局長

部員 経営企画課長、医事経営課長、総務課長、施設課長、看護部長、  
薬剤部長、中央放射線部技師長、中央検査部技師長、栄養管理室長

## (部長の職務)

第4条 部長は部会を代表し、会務を総括する。

2 部長は必要の都度に部会を開催する。また、部長が必要と認めるときに部員を招集して開催できる。

3 部長に事故があるときは、予め部長が指名した部員が、その職務を代行する。

## (会議)

第5条 部会は部員の過半数の出席をもって成立する。

2 部会が必要と認めたときは、部員以外のものを出席させ、意見または説明を聞くことができる。

3 部長の判断により、書面による決裁事項とすることができる。

## (事務局)

第6条 部会の事務局は、施設課におき事務を処理する。

## (補則)

第7条 この要綱に定めるものの外、部会の運営に関して必要な事項は、部長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。